

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第147号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「児童相談所」の右に「及び発達相談所」を加える。

第4条第4項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、課長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条児童相談所の款相談課の項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「措置」の右に「及び児童自立生活援助の実施」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法による児童自立生活援助事業に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)